

平成13年3月23日(金)

第2回国土交通省独立行政法人評価委員会  
教育機関分科会

午後2時59分開会

1. 開 会

【蒲生政策評価企画官】 ただいまから、第2回国土交通省独立行政法人評価委員会教育機関分科会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方には、ご多忙の中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の議事の進行につきましては、杉山分科会長にお願いを申し上げます。杉山分科会長、よろしくお願いいたします。

【杉山分科会長】 本日もよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、事務局から、本日の出席者のご紹介をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【蒲生政策評価企画官】 恐縮ですが、本日ご出席されました委員の皆様及びご出席予定の委員並びに事務局等の皆様につきましては、お手元に配付させていただきました座席表をご参照いただきたいと思っております。本日は会田委員がご出席されておりますので、ご紹介させていただきます。

分科会長代理の会田一雄委員でございます。

【会田委員】 会田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【杉山分科会長】 ありがとうございます。

資料の確認

【杉山分科会長】 それでは、議事に入る前にもう一つございますが、資料の確認をさせていただきます。事務局のほうでお願いいたします。

【蒲生政策評価企画官】 お手元に2種類の資料を用意しております。議事次第がついておりますA4の縦長の資料と、参考資料集ということで、A3の横に長くなっておりま

すものが挟まった2つの資料になっております。

まず、議事次第が入りました資料のご説明でございますが、議事次第に書いてございますように、本日の議事は、2の(1)から(4)までの中期目標から報酬等の支給基準までの4つになっております。それに関係する資料が以下についておりますが、資料目次をご覧ください。

1ページ目でございます。資料1の2ページ目から始まりますものが、先般の分科会での議論を踏まえました中期目標(案)に関しましての修正点に関する資料が14ページまで続いております。

資料2が中期計画でございます。15ページからでございますが、各独立行政法人それぞれにつきまして、航海訓練所が16ページから、海員学校の中期計画が25ページから等々、4機関につきまして、50ページまで中期計画がそれぞれ付されております。この関係の参考資料として、先ほどの横長の参考資料集の参考2のほうに、対比表を、参考2資料ということでおつけてしております。

資料3に関しましては、各独立行政法人の業務方法書でございます。こちらが51ページからになっております。それにつきましても、52ページから各独立行政法人ごとそれぞれにつきまして、63ページまでそれぞれの資料がついている形になってございます。

資料4が64ページからでございますが、こちらは役員の報酬等に関する支給基準でございます。これにつきましては、まず65ページで、役員の報酬基準に関する法律上の位置づけに関する資料がございますが、66ページからは、各独立行政法人の役員の報酬規程と、退職手当の支給規程に関する概要が、4の(2)という資料の形で、66ページから73ページまで、各独立行政法人ごとに並んでおります。最後に、資料4の(3)でございます。74ページからでございますが、こちらは実際の報酬規程につきまして、それぞれ航海訓練所以下4機関に関しまして、役員の報酬規程と退職手当の支給規程、それぞれの案がついている形になっております。

以上が本体の資料の説明でございます。

次が、参考資料集でございます。本体の資料と若干重複しますが、簡単にご説明申し上げます。

参考資料1でございますが、1ページ目でございますけれども、こちらは先般の2月28日に開かれました第1回の国土交通省独立行政法人評価委員会教育機関分科会の議事要旨です。こちらにつきましては、先日来、国土交通省の審議会等にかかりますホームページ

ジにおきまして公開しているものがございますが、参考としておつけしております。

次に参考資料2でございます。6ページからでございますけれども、こちらは各独立行政法人の中期目標と中期計画との対比表でして、A3の横長の表になっております。こちらは44ページまで、それぞれ4機関につきまして並べてあります。

次が、参考資料3でございます。45ページからになります。参考資料3は業務方法書の位置等に関する資料です。こちらは47ページまででございます。

参考資料4が48ページでございますが、こちらは独立行政法人の設立準備状況の資料です。参考資料5ということで、独立行政法人通則法における今回の審議に関係のある部分を抜粋したものを49ページからおつけしております。

以上が参考資料集でございます。

落丁・乱丁等がございましたら、事務局に申し出ていただければ交換させていただきますが、よろしいでしょうか。

なお、これらの資料のうち、資料の左上等に「委員限り」と明記されているものがございます。それらに関しましては、本分科会での検討と並行いたしまして、関係行政機関との間で事前協議中でもありますので、これらの協議が終了する等のしかるべき時点までは、当面の間は非公開とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【杉山分科会長】      ありがとうございました。

### 3. 議 事

#### (1) 教育機関分科会所管の独立行政法人に係る中期計画目標(案)に関する修正点について

【杉山分科会長】      それでは、議事に入らせていただきます。まず、議事の1番目ですが、前回の分科会でご審議をいただきまして、最終的には私のほうにご一任をいただきました教育機関分科会所管の独立行政法人に係る中期目標(案)に関しまして、その後の修正点について、事務局からご報告をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【影山政策評価官】      事務局の政策評価官の影山でございます。座ってご説明申し上げます。

お手元の資料の3ページ以下が、前回ご審議いただきました中期目標につきまして、分科会でのご指摘、あるいはその後、中央省庁等改革推進本部事務局から、全省庁関係独立行政法人に対しまして、一定の指示がまいりました。そういったものを踏まえまして、分

科会長とご相談させていただきまして、修正したものでございます。

ほとんど4機関共通でございますので、はじめに航海訓練所について簡単にご説明申し上げるといことで4機関のご説明に替えさせていただきたいと思ひます。それで、この見え消しにさせていただいてありますが、消したところは削除したところで、下線を付したところが新たに書き加えた部分でございます。

3ページを見ていただきますと、「まえがき」というところを削除しております。これは本体と一体的なイメージのほうが望ましいといことで削除しておりますが、要はこの部分で、独立行政法人化の趣旨、あるいは理念をもう少し詳細に書き込むべきではないかという、前回のこの分科会のご指摘を踏まえまして、少し書き加えてあります。それに加えて、折角の機会ですので、この中期目標期間中に、重点的に取り組むような業務など、PR可能なものはできるだけ例示をしてみようといことで、このような書き方にさせていただきます。

航海訓練所で申し上げますと、「その運営に当たっては」と書いてございますが、「自律性、自発性及び透明性」云々と独立行政法人化の趣旨を十分踏まえつつといことで、これは4機関とも同じ形で、独立行政法人化の趣旨を入れさせていただいてあります。その後、「本中期目標に従って」、ここからが重点的取り組み業務といことで、航海訓練所の場合は、「新型練習船による訓練を含めた訓練体制の充実など、質の高い航海訓練を効率的かつ効果的に行う」というところを入れさせていただいてあります。

そのほかですと、1枚めくっていただきまして、4ページの上のほうに書いてあります。ここは業務運営の効率化の推進といところでございますが、先ほど申し上げましたように、中央省庁等改革推進本部事務局から、なるべく数値的目標を具体的に盛り込むべきという指示がございまして、これも基本的に、全省庁の独立行政法人にこういう趣旨を入れています。下線を付しているところですが、「一般管理費（人件費などの経費を除くもの）」について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額を2%程度抑制する」とあります。この部分は少し書き方がややこしいのですが、要するに5年分の経費トータルの2%をカットするような形で目標にしようといことでございまして、考え方は、やはりこういう数値目標といことですので、具体的に入れますと、全く可能性のないものを入れるといのはかえっておかしくなりますので、とりあえずまだスタートしていない独立行政法人について、どこまでできるかといことであつたんですが、ぎりぎりにそれぞれ検討いたしまして、14年度から毎年度から1%ずつカットしていくといことで、そうしますと、

トータルで全体の面積の2%カットになるということございまして、毎年1%ずつこういった経費をカットしていこうという数値目標を入れたというふうにご理解をいただければと思っております。

あと、その関係で、4ページの下のほうに消してございます。5ページに関係するものがございますけれども、このような業務運営の効率化に関する事項、先ほど申し上げました数値目標を配慮した中期計画の予算を作成するというところで、これは業務運営の効率化に関する事項と、中期計画の関連を明確にすべしと、これも同じく中央省庁等改革推進本部事務局からの指示でございまして、これも全省庁の独立行政法人に統一的にしてある部分でございます。

こういう部分について、修正をさせていただいております。特にこの後半部分は、どの独立行政法人も同じでございますので、残りの独立行政法人につきましては、前文のところだけ見ていただきます。6ページは、海員学校です。ここにつきましては、独立行政法人化の趣旨は同じでございますが、中期目標期間中に、「各校の一括管理を行うなど、質の高い養成を効率的かつ効果的に行う」というものを入れております。

それから、9ページです。海技大学校でございますが、ここにつきましては、下線を付している下から三、四行目ぐらいでございますが、「社会ニーズを見据えた教育課程の再編と柔軟な対応を図るなど、質の高い教育を効率的かつ効果的に行う」ということで、その特徴を出しているところでございます。

それから、最後に、航空大学校でございます。12ページ。実は、航空大学校は、前回からこの部分が入っておりまして、逆にほかの法人が、航空大学校のこのあたりを見習ったと言ってもいいのかも知れませんが、「本中期目標に従って」という部分以下でございますが、「養成期間を短縮するなどの効率化を進める一方、航空事故・重大インシデントの発生を未然に防止するための安全教育を拡充するなど、質の高い養成を継続的に行う」ということで、それぞれ各機関のこの中期目標期間中に、重点化すべきものを目標として掲げたと、こういうふうな形で修正をさせていただいております。

以上でございます。

【杉山分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に関して、ご質問等ございましたらお願いをいたします。いかがでございでしょうか。

おおむね前回の議論を踏まえて書き込んでいただいたようにも思いますが、こういうこ

とでよろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

【杉山分科会長】 ありがとうございます。

(2) 教育機関分科会所管の独立行政法人に係る中期計画(案)について

【杉山分科会長】 それでは、先へ進ませていただきます。続きまして、中期目標の指示を受けて、各独立行政法人が作成して、主務大臣の認可を受けることとされております独立行政法人の中期計画(案)について、これからご審議をいただきたいと思っております。

進め方でございますけれども、実質的な審議とするために、前回も同じですが、各独立行政法人の中期計画(案)それぞれについて、個別にご審議をいただきたいと思っております。

というわけで、まず、航海訓練所の中期計画(案)からご説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【安本航海訓練所長】 航海訓練所の理事長といたしましてご指名をいただいております安本と申します。それでは、中期計画(案)について、ご説明申し上げます。

航海訓練所は、文部省の船員教育機関から7校、国土交通省の船員教育機関から9校、合計16校の学生及び生徒に対しまして、航海訓練を一元的に実施しております。効率的かつ効果的な訓練の提供について努力を重ね、時代の要請におこたえしてまいりましたが、このたび独立行政法人としてスタートするに際しまして、中期目標の達成を図るべく、次の3点を重点目標と考え、中期計画を作成しております。

第1点目は、技術の高度化及び情報化等に対応するため、次世代対応練習船を建造し、訓練機能の充実を図ることです。第2番目には、サービスその他、業務の質の向上に関する視点から、外航及び内航海運の実情に即した航海訓練の実施について、一層の配慮をすることといたしまして、航海訓練及び研究の実施について、可能な限り、数値目標で計画に織り込むこととしております。第3点は、組織運営の活性化を図るために、既に実施されております評価システムを参考にいたしまして、自己点検及び評価の体制を確立し、成果の普及及び活用について、より積極的に促進することを考えております。

それでは、具体的内容につきまして、資料に基づいてご説明を申し上げます。

まず最初に、業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置についてですが、この内容につきましては、効率化促進の観点から、関連する船員教育機関の養成数に対応した船隊規模の見直しを考えております。具体的には、最新の船舶運航技術並

びにITに対応した次世代対応練習船の整備を図ります。

「組織運営の効率化の推進」という観点からは、次世代対応型の練習船の整備を図りますと同時に、大学における受け入れ学生数の減少を踏まえまして、16年度早期から、現在の6隻体制を、次世代対応練習船1隻、帆船練習船2隻、標準練習船2隻の計5隻の船隊に再編成し、効率化を図ります。と同時に、新しい船ができるわけですから、効果的な配乗計画への見直しということも、あわせ行うつもりです。配乗計画と申しますのは、年間を通じまして、学生たちをどの時期に、どのような組み合わせで乗船させるかということでありまして、運営の基本となるものでございます。

次いで、「人材の活用の促進」であります。航海訓練の実施に必要な役職員を確保すると同時に、大学等の教育研究機関並びに海事関係行政機関等との人事交流を積極的に促進します。期間中に、220名以上の交流を図る予定であります。

さらに、「業務運営の効率化の促進」であります。訓練機材などの計画的整備を行うとともに、訓練施設の効果的な運用により、稼働率の向上を期すことといたします。実際に学生を乗せる場合には、船内における訓練の場の制約とか、男女の混合乗船とか、取得海技資格の数など、いろいろと配慮すべき条件があります。その配乗計画の策定に当たって、効果的な訓練の実施ができるということを前提に、練習船の受け入れ定員に対する充足率を、おおむね70%という数値を達成することを考えております。

また、施設管理業務などの外部委託、あるいは書類等の電算化を促進いたしまして、一般管理費の抑制については、2%を目途に努力したいと考えております。特に通信費、船の現場が私どもの教育の手段でございますので、どうしても通信連絡費がかさみます。その中で、パケット通信等を利用いたしまして、できるだけ通信業務費の削減に努めたいと考えております。

次に、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成すべき措置」ですが、航海訓練の実施につきまして、関係法令を遵守し、さらに海上安全船員教育審議会の答申を尊重いたしまして実行するわけですが、加えて船員教育機関並びに海運産業界からのご意見を十分に尊重したいと考えております。具体的には、(a)から(i)まで9項目を掲げております。

(a)の「訓練課程及び指導要領の見直し」につきましては、三級海技士養成、四級海技士養成のそれぞれについて、技術の高度化と情報化に対応すると同時に、外航海運界からは、特に英語教育、海事英語訓練に関する要請がございます。また、内航海運界からは、

内海と狭水路、あるいは狭水道における航海訓練の強化という要請がございます。これらにこたえまして、訓練の見直しを図り、より内容を充実させていくこととしております。

(b)の「実習生の適正な配乗計画と受入計画」につきましては、船員教育機関の養成定員の状況並びに受け入れ実績を踏まえまして、養成内容と関係法規に基づきまして、より適正に維持するよう努めるつもりです。

「訓練の達成目標」につきましては、再指導の徹底などによりまして、修了実績98%、この現在の状況の維持に努める所存です。

「訓練機材の整備」につきましては、IT関連機材に重点を置くつもりです。

社会のニーズに対応し、より効果的な訓練を実施するために、船員教育機関及び海事産業界などと意見交換会を、年間に8回程度予定しております。

さらに、教育訓練の成果を向上するために、教育訓練の計画、実行及び評価については工夫を重ねてまいりまして、実習生の感想文等も参考としてまいりましたが、新たに実習生による評価を実施したいと考えております。年間に12回程度を予定しております。

職員の研修につきましても積極的に推進し、期間中に延べ135名以上の実施を目標としております。

「安全管理の推進」につきましては、船舶安全運航管理システムを確立し、管理体制を充実するとともに、健康保持増進計画を確立しまして、各個人の意識の啓蒙に努めることとしております。

航海訓練の実施にかかわる最後の項目に挙げておりますが、自己点検評価につきまして、航海訓練のみならず、組織運営全般にかかわる改善・改革に向けて、総合的かつ客観的な評価を行うことを目標としております。まずは試行ということで始めまして、期間中に、その体制の確立を実施したいと考えております。

次に研究の実施について説明いたします。研究活動につきましては、研究交流促進法、科学技術基本法に定めるところによりまして、現在でも努力してまいりましたが、研究にかかわる中期目標を達成するために、実船による研究であること、航海訓練の機会を生かした研究であるという実質に基づきまして、研究活動の活性化と、研究の成果の活用を、より積極的に促進したいと考えております。具体的には、次の2点を考えております。

30件程度の独自研究と、運航技術分野、環境分野及び省エネ分野における25件程度の共同研究を、大学等の研究機関と協力して行うこととしております。また、研究体制のあり方についても、先ほどの自己点検評価を導入いたしまして、研究体制の一層の充実と、



研究活動の活性化を図ることとしております。

「成果の普及・活用促進」につきまして、内容的には、船員教育と船舶運航関係の知識・技術の普及・促進を図ることとしております。専門家の派遣、あるいは研修員の受け入れ、専門委員会への派遣ということを考えております。また、練習船を運航する組織の特徴を十分に活用いたしまして、一般国民に対する海事思想普及業務についても力を入れたいと考えております。具体的には、(a)から(d)の項目に分けております。

(a)といたしまして、技術移転にかかわる計画としましては、国内外の15程度の機関から、300名程度の研修生を受け入れることにしております。これは過去の実績値に基づきます数字になっております。外国への専門家派遣につきましては、10名程度の予定です。さらに専門分野の委員として、95名程度の派遣、国際会議への参画につきましては、過去の実績を踏まえまして、6件程度を予定しております。

研究成果の普及・活用につきましては、30件程度の論文発表と、25件程度の学会発表を行うことを考えております。必要に応じまして、特許等の出願も図りたいと思っております。

海事思想普及業務につきまして、(c)という欄で述べておりますが、練習船の一般公開の機会、あるいは寄港地周辺の児童を対象としております練習船見学会を、現在規模で維持しながら、さらにもっと効果的な方法についても検討することとしております。

広報活動のあり方を見直しまして、インターネットなどを利用した情報開示体制の確立とあわせ、広報活動の増進を図ることとしております。

続きまして、予算、収支計画及び資金計画について説明いたします。自己収入の確保という課題がございますが、これにつきましては、航海訓練所の業務の範囲の中におきまして、収入の確保を図ることとしております。具体的には、受託収入、乗船実習証明書の再発行手数料の徴収を、順次実施することと考えております。

予算につきましてであります。予算の算定方式には、年度ごとに所要額を算出する方法と、期間中の総額を渡し切る方法があり、総額を渡し切る方法は、総額方式ということで提示されておりますが、私たちは、一定の算定方式により積み上げる、俗称ルール方式と申しましょうか、そんな方法をとっております。

収入としてお示しする額は、中期目標期間中の運営に必要な経費の総額であります。内容といたしまして、運営交付金、船舶建造費補助金、業務収入、業務収入といたしましては、現在、100万円以上の収入は期待できませんので、ゼロとしております。及びその

他の収入300万円の合計で、408億4,200万円が、この期間中の予算全額となります。支出の予算の合計は、業務経費111億1,500万円、船舶建造費補助金53億4,100万円、人件費233億7,800万円、一般管理費10億800万円の合計で、同じく408億4,200万円と計上されます。

ここで、運営交付金の算定ルールの内訳について、若干の説明をいたします。人件費としましては、基準給与総額をベースにいたしまして、退職手当所要額、新陳代謝の所要額及び前年度給与改定分を調整して算出しております。

業務経費は、13年度分については、積み上げ方式になっております。14年度以降は、前年度所要額に学生数の変動等の増減分、さらに消費者物価の変動、効率化係数を調整して算定しております。

一般管理費も、業務経費と同様な考え方によって積算しております。

業務収入につきましては、収入を運営交付金に適切に反映させることとして、取り扱っております。

続きまして、平成13年度から17年度の収支計画について説明いたします。

収支計画と申しますのは、中期目標期間における損益の状況の見通しを明らかにするという目的で作成したものです。船舶建造費につきましては、使い道が非常に明確でございますので、この損益の見通しを図るという観点から、除いております。

収支計画の費用の部の計上経費は、業務費、一般管理費及び減価償却費の合計額として計上されております。業務費の327億7,500万円と一般管理費の27億2,600万円は、人件費を含む金額です。減価償却費は、1億2,700万円を見ております。総計で、356億2,800万円と計上されます。

収益の部の総額であります。業務収入等の運営利益を見込むことができないということで、運営交付金、それから、その他収入の300万円、これは用途廃止の練習船の売却を考えております。その額に、資産見返物品受贈額戻入、これは先ほどの減価償却費に相對するものですが、1億2,700万円を計上いたしまして、その合計金額で、収益部の総額は、356億2,800万円となります。

続きまして、平成13年度から平成17年度の資金計画であります。資金計画は、現金の出入りの見通しを明らかにしたものであります。業務活動による支出は、運営交付金に、その他収入300万円を加えた金額です。投資活動による支出は、船舶建造費補助金です。次期繰越金はゼロといたしまして、資金支出総額は408億4,200万円となり

ます。資金の収入といたしましては、相対する金額として、ここにお示ししてある金額のとおりです。予算の収支並びに収支計画及び資金計画については以上のとおりです。

短期借入金の限度額は、運営交付金の2カ月分相当を予定しておりまして、12億円としております。

重要な財産の処分等に関する計画としましては、次世代対応練習船の進捗状況を見ながら、商船大学の養成定員の縮減を踏まえ、ディーゼル船の銀河丸(4,888トン)及びタービン船の北斗丸(5,877トン)2船の売却を計画しております。処分の下限価格は、2隻の合計で300万円となります。

目標期間中の剰余金の使途につきましては、計画の達成状況を見ながら、訓練機材の整備、安全管理の推進及び研究の実施にあてることとしております。

その他主務省令で定める業務運営に関する事項としまして、重要事項である施設・設備の整理及び人事について、次のとおり計画しています。

施設・設備に関する計画としましては、施設の目的の確実な実施のために、さらには船舶運航並びに船舶管理に求められる新たな知識、技能の習得を図るために、次世代対応練習船を整備することとしております。計画の具体的内容を、銀河丸の代船建造であること、及び船舶建造費補助金53億4,100万円をもって財源とする旨を明示しております。

人事に関する方針としましては、業務運営の効率化と人員の適正配置につきまして、人員抑制の努力を継続いたしますが、練習船の構成を6隻から5隻とする機会に、練習船乗組員に対する船員法の完全適用というくだりがございますので、この機会に、休暇交代要員の確保を図ることとしております。船員法に定められております25日の有給休暇を付与するということは、全乗組員にかかわる配乗の基本事項といたしまして、計画的に行う必要があります。休暇交代要員の確保がどうしても必要になってまいります。簡単に申し上げれば、1隻分の要員をもって、残る5隻の乗組員の休暇交代要員にあてることを考えております。とは申しながら、一方に人員抑制の課題もありますので、海上及び陸上の全職員の配置を見直しまして、適正配置と合理化に努めることといたしまして、人数的には、初期の常勤職員数472名を13名減じ、459名とする予定です。なお、期間中の人件費総額の見込みは、234億円を予定しております。

以上が中期計画(案)の内容です。

【杉山分科会長】 大変ありがとうございました。

それでは、今ご説明のありました中期計画(案)に関して、ご質問、ご意見等、ちょう

だいたいと思います。どうぞ自由にご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

【中井委員】　　ちょっとよろしいですか。2点ばかり質問させていただきたいと思うんですけども、まず、1の「(1) 組織運営の効率化の推進」というところで、従来の6隻体制が、練習船5隻体制に減船になるといいますか、減るわけですけども、いろいろな教育機関の実習生が乗りますので、かなり複雑なローテーションが必要になるかと思えます。また、今度5隻体制になると、タービン船が1隻に減ってしまうと聞いておりますけれども、そうした場合、機関科の実習生に必要な、タービン船の履歴をつけるような配乗ができるのかどうか。もしその履歴がつかないと、限定免許ということになってしまいますので、その辺を1点お聞きしたい。

それから、もう一つは、この参考資料の9ページでございますけれども、上から4行目の「(h) 安全管理の推進」というところで、船舶安全運航管理システムを確立するという目標を立てておられますが、これは具体的には、ISMコードのDOCとかSMCとか、そういう資格の取得を考えておられるのか、その点、ちょっとお伺いしたいと思います。

【安本航海訓練所長】　　ありがとうございます。時間の制限がございましたので、説明をはしより過ぎまして申しわけありません。お答えします。

6隻から5隻に減ずることですが、新しい練習船をつくるということにつきましては、当然新しい教育機能ということを考えております。その船を有効活用することによりまして、在来のタービン船が2隻あるわけなんですけども、1隻を合理化しても、実習生に与える訓練については大丈夫であるという見通しをもって、タービン船2隻を1隻に減ずることとあります。私どもは、現在、6隻の船を持っております。そこのところに新しい機能を1隻プラスいたしまして、古いものを外すと。結果としての実習生の配乗が、十分に目的とするところを達成できると考えております。以上1点目、よろしいでしょうか。

【中井委員】　　はい。

【安本航海訓練所長】　　2点目でありますけども、ご指摘のとおり、ISMコード、これは世界的に船員による安全管理を進めるということでもって、船舶の安全管理につなげていくという発想でありますけども、航海訓練所は独立行政法人ということで、法的な強制はございません。しかしながら、将来、商船界に巣立つ学生を教育するために、みずからその適用をとということを考えて、現在、所要の準備を行っているところであります。

以上です。

【杉山分科会長】 ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。

それでは、ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【会田委員】 2点お伺いしたいんですが、1点が、これは内容というよりは、むしろ書き方の問題なのかもしれませんが、1番の業務運営の効率化に関する目標の(1)のところで、例えば、最後の行を読むと、「これをもとに効果的な配乗計画の見直しを図る」というふうに書いてあるんですけども、これをそのまま読むと、今、効果的に行われているのを、また見直ししなくちゃいけないみたいな書き方なのかなということで、ちょっとこの辺、書き方をもう一回検討していただければと思います。

それで、同じようなことなんですけれども、2番の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項で、どんなことをやるかというのは大体書いてあるんですが、それが質の向上と言えるかと。これだけ読むと、例えば、過去5年の修了実績を維持するというだけだと、これだけで質の向上と言えるのかなというところもあるので、もうちょっと言葉をつけ加えたほうがよろしいのではないかなと感じました。

それから、もう一つ、財務的なところで、これはちょっと教えていただきたいんですが、例えば、財産を処分するときに、処分の下限価格が出ているんですけども、これはまず、確実にこういった値段で売却ができるんですかね。買い手はすぐに見つかるのかどうかということを、ちょっと教えていただきたいなと思います。

【杉山分科会長】 よろしく願いいたします。

【安本航海訓練所長】 お答えいたします。最初の効果的な配乗計画の見直しとございますが、この意図は、より効果的な配乗計画をつくり上げたいということでありまして、6隻が5隻になるわけですから、それなりの工夫が要ります。そのために、より効果的な配乗ということを考えております。

2つ目の業務の質の向上に関するということですが、現在のこれからの若い船舶の職員に期待される内容が、随分様変わりしてまいりました。その辺の要請に十分にこたえていくためには、訓練の内容の向上を図ることをもって、それが社会のニーズにこたえ得るというように考えております。

3番目のお話ですが、300万円のお話ですが、この件につきましては、売却可能な最低限度ということでもって、スクラップということでもって現在考えておりますが、社会的情勢変化によりまして、いかなることになるのかということについては、確たるものはございませんが、過去の航海訓練所におきます経緯から申しまして、この程度の金額は見込んで

おいてよろしいかと考えました。

【会田委員】 やっぱり処分の下限価格というのは、記載しなくちゃいけない事項なんじゃないでしょうか。

【安本航海訓練所長】 はい。300万円以上で売却するよう努めるというように受けとめておりますが。

【杉山分科会長】 今の第1点ですが、委員ご指摘のように、効果的な配乗計画となるよう見直しを図るとか、例えばそんなふうに書かれていけば問題がないことですね。ですから、意味は当然、さっきご説明のあったようにみんなとだと思いますので、文言をちょっと修正されたらという気がいたしますが、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。これはお任せいたします。

埜野委員、どうぞ。

【埜野委員】 ちょっとお聞きしたいんですけども、先ほどもちょっとお話がございました、内航船についても非常に力を入れていくということでお話をちょっといただきましたけれども、現在、いろいろ帆船とか、タービン船とか、ディーゼル船とか、いろいろ使用されておられるわけですが、非常に予算も大きな金額をとっておられるんですが、実質的に、この1年間で養成する船員の層というのは、まずどういった層の人が多いのかということです。例えば、海技大学の人もおられるでしょうし、その層の人の把握がどの程度あるのかということと、それと、実際の内航船では、どのような訓練を考えておられるのか、そこらのところをちょっとお聞きしたいと思います。

【安本航海訓練所長】 訓練の対象としている学生の数で申しますと、外航船舶に対応する者と、内航船舶職員に対応する者、これがほぼ半分半分です。ただ、実習の期間が、外航船舶職員については12月、内航船については9月ということでございます。

訓練の中身でございますが、一番大事にしていることは、海上で生活をしていく能力、基本的な生活力をつけるということが、まず訓練の基礎だと思っております。その中で、いわゆる運航技術ということについて、船の場は動く教室ということで考えまして、大勢の実習生の中で、基本的なものを理解させていく。同時に、集団生活を通じて、船内生活に溶け込んでいくというようなことを考えております。

内容的には、初めて船に乗ってきて、大型船に乗ってきて、それこそ3カ月とか6カ月の間、継続して船に乗り込みますので、その中で、順次ブラッシュアップを図っていくということを考えております。当然、最終的には、航海当直が船橋のできる人間、エンジン

ルームで当直ができる人間というところで教育内容を工夫しているところです。

もう少し言いますと、特に内航の学生諸君には、手を使ってやる実際の作業ということについて配慮いたしまして、甲板部で言えば係留作業、係留索のハンドリングと申しますか、エンジンで言えば、基本的なバルブのすり合わせ等の作業ということについても考えております。また、できるだけ海員学校における教育の内容、あるいは内航海運界からのご要請ということについても注意をしております、近々でございますが、教官を実際に小型船、499トンでございますか、実際の現場がどうということかということ、また改めて見せていただくというようなことも考えております。

以上です。

【杉山分科会長】 ありがとうございます。よろしゅうございますか、埜野委員。

【加藤委員】 ただいま埜野委員からご指摘がありました、内航対応が数としては2分の1あるということは、非常に大事なトレーニングであろうと。それに対して、8ページに四級資格養成のところが出ております。それから、(f)として、実習生による評価、2つがあるわけですが、やはり内航の場合は、ただいま理事長からご説明がありましたように、いろいろなタイプがあるんですね、内航は。練習船は大型船ですからハードの面では対応できないけれども、やはりそれなりに、海員学校の学生というのは、年齢的には高専・大学と大分違うというファクターが1つ。

それから、もう一つは、内航のほうからは、キャリアが必要でありますから、練習船で実習するということは、オブレーションなんですね、キャリアがないと4級をもらえませんから。そういう面に加えて、相当内航の場合には、クルーの構成でありますとか、いろいろなタイプがある。そういう、ソフト面に対して、インストラクターがどういうマニュアルを、こういう場合にはこういうマニュアルでやると。ここでは内海、狭水道、あるいは狭水航路ということが書いてあるんですね、やはりインストラクターとしてのそれなりの対応が必要であろう。前段で言われているのは、一般的に船内のトレーニング、共同生活に加えて、やはり外航と違った内航に対する これは航空学校なんかでもそういうことが、教え方の標準化が必要である、こういうご指摘があったんですけども、やはり船の中で、フェース・トゥー・フェースの関係に立つ、そういうソフト面でもう少し、マニュアルと言わなくても、訓練所側のスタッフ、インストラクターの、いわばこういうものを用意するよということが大事です。そういうものを踏まえて、実習生のほうから評価をいただいて、フィールドバックをしていく。こういうソフト面、とくにインストラク

ターの配慮をされたほうがいいのではなからうかと。これは若干希望ですけれども。

【杉山分科会長】 ありがとうございます。

今のご意見に対してはいかがでしょうか。

【安本航海訓練所長】 ありがとうございます。

【杉山分科会長】 加藤委員は、今のは何か……。

【加藤委員】 いえ、結構です。

【芦田委員】 質問が2つとお願いが2つございます。

まず質問のところは、研究、30件あるいは25件という目標をお立てになっています。この発表の仕方なんですけれども、インターネットを使ったりというご説明がありましたけれども、例えば優秀な研究論文については、雑誌『海運』とか、もう少し我々が目に触れるような、例えば『海事新聞』もございますし、長くても、連載形式で出していただくと大変参考になるんじゃないかなと。そういうことをお考えになるのかどうかですね。

それから、第2点は、一般管理費の計算のところ、消費者物価指数が1.00になっています。これは横ばいという意味ですか、それとも、1.00%上がっていくということか、どちらでしょうかということですね。

それから、お願いのところは、中井委員からご指摘がありましたけれども、タービン船のところなんですけれども、実は、最近、外航海運ではタービン船が非常に重要になってきておりまして、タンカーではどんどんこれからタービン船はなくなっていきますけれども、逆に、LNG船では、全部タービン船でございます。日本人船員が配乗する職域というのは、LNGが今後もますます拡大していきますので、タービンに訓練期間中に一度でも触れたということが大変役に立つと思いますので、その辺をご配慮いただきたいということと、それから、業務支出のところ320億ぐらいございますけれども、この中身がわかりませんので、この辺の経費削減につきましては、よろしく願いしますと言うしかないんですけれども、通常、民間企業ですと、ここが一番重要だということで、もっと細かく出しまして、これはどうだろうなとって上からやられるんですけれども、この場はそういうことじゃないようでございますので、できるだけ節減に努めていただきたく、単なるお願いでございますので。

【杉山分科会長】 安本所長、何かございますでしょうか。

【安本航海訓練所長】 研究の成果につきましては、発表どおりですが、電子媒体の活用、さらには外部への発表ということについて考えております。航海学会、船用機関学会、



いろいろ発表の場がありますので、今後も努力したいと考えております。

それから、1.00につきましては、これは横ばいという観点です。とりあえずは見込めませんので、横ばいと考えます。

それから、タービン船につきましては、ご指摘のとおりです。私どもの航海訓練の中でタービン船実習ということについては、十分重きを置きまして、今後とも新たな要請におこたえできるように考えていきたいと思っております。

節減につきましては、ご指摘のとおり、努力いたします。

【杉山分科会長】 ありがとうございます。大変実質的なご議論をいただいているので、時間が大分経過して……。どうぞ。

【青山委員】 中身についてはこれで結構だと思います。あえて感想を一言。

冒頭で安本さんが3つのポイントにつきまして、これから独立行政法人に移行するに当たって、これからはこうしていきたいということを変わりやすくご説明いただいたと思います。

これは、私は、実は大変重要なことだと思っております、ほんとうはこの中期計画に入ってもいいのではないかなと思ったぐらいだったんですが、ご説明を伺いますと、目標の中にもかなり書き込まれておりますし、それから、また書式があるということで、これは仕方ないかなと思いますけれども、やはりこの目標を受けて、自分で意思を持って、こうしていきたいという姿勢をお示しになるというのは大変重要なことだと思っております、それがあって初めて個別の目標が、この先評価するときにも評価できていくものだろうと思いますので、ぜひこれは何か、ここには載らないにしても、わかりやすくお示しいただけると、私どもも多分将来、評価するとき、それに基づいて適切に評価ができるのではないかと思います。

【杉山分科会長】 ありがとうございます。

それでは、時間の関係もございますので先へ進ませていただきたいと思います。また後ほど、独立行政法人4つについて、共通にまた何かお気づきの点を伺う時間もとりたいと思いますので、そのときにでもまた、もし残りがございましたら、お願い申し上げたいと思います。

今、航海訓練所の中期計画の(案)についていただいたご意見、これは今後のことも踏まえた広い要望というようなものも今お寄せいただきましたけれども、特に今回の中期計画について、訂正しなければいけないとか、あるいは具体的に足し込まなければいけない

というふうな強い意味で伺ったのではないと理解をさせていただきましたけれども、そういうことでよろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

それでは、続きまして、独立行政法人海員学校の中期計画（案）に関してご説明をちょうだいしたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

【木村清水海員学校長】 海員学校の木村でございます。海員学校の中期計画について説明いたします。時間的に大分制約がございますので、資料に沿って、具体的にご説明申し上げます。

まず、海員学校というのは全国に8校ございまして、業務運営の効率化ということが今回の大きな目標の1つでございます。全国に分散している学校の運営を、静岡県清水市にある清水海員学校で一括管理体制をとるということで、業務の集約と効率化を図りたいと考えております。

1の(2)の人材の活用でございますが、教育実施のために必要な役職員については、組織の一層の活性化を図るということで、関連機関との間で40名程度の人事交流を図るということで計画を立てております。

1の(3)でございますが、業務運営の効率化の推進ということで、教育機材等については、使用機材について5%程度稼働率を向上させたいと考えております。これについては細かなスケジュールを組んでやっていく所存でございます。

もう一つの(3)の(b)でございますが、業務の外部委託を推進するということでございまして、まず1つは、海員学校は全校ともに寮制度がございまして、その寮制度の管理業務に、現在、教官1名、事務官1名という当直体制をとっておりますが、生徒不在時の施設管理業務については、今後、積極的に外部委託を図って、業務の効率化を推進したいと考えております。

もう一つ、海員学校は寮生活でございますので、賄業務とって、学生に供食する体制を整えておりますが、供食体制につきましては、外部委託等を検討して、業務運営の効率化を推進したいと考えております。

(c)の一般管理費については、航海訓練所同様、2%程度の抑制を目標に掲げております。

次に2番でございますが、海員学校の教育業務の中核となりますのは、本科校が6校、専修科校が2校と、司ちゅう・事務科が専修科に併置して清水にございますが、現在の内航海運業界に就職した学生の状況と、内航業界のニーズを勘案した場合、専修科の学生の

評価が比較的高いということでございまして、本科と司ちゅう・事務科の養成定員の一部につきましては、専修科に移行して、適性な養成を図っていきたいと考えております。

具体的に入りますけれども、2の(a)の専修科校で、目玉となりますのは、まず第1番目に、独法を契機に単位制度の導入を図り、学生の授業への選択肢を広げて、学習意欲を増進させることとしたいと考えております。

また、2番目でございますが、学生による授業評価制度を積極的に導入していきたいと考えております。

3番目は、先ほど申し上げましたように、専修科教育の業界からの評価を考えて、その拡充を図っていきたいと考えております。

4番目でございますが、海員学校教育の今後の最大の眼目は、即戦力ある内航船員教育だと考えています。内航業界は船員の高齢化が進んでおりますので、若年船員の労働力が貴重なものとなってきております。海員学校の即戦力ある教育はいかなるものかということにつきまして、学校と業界と今後いろいろとご相談しながら、内航船を利用して実践教育を導入していきたいと。やはり内航独自の船を経験させるということが非常に大切ではないかと思えます。

それから、5番目、6番目でございますが、国家試験の合格及び海事関連への就職については、85%、90%と、過去の実績を踏まえて、さらに少しプラスアルファした高い目標を掲げて今後努力していきたいと考えております。

7番でございますが、これは、内航船に対する即戦力ある教育をしたいという一環で、船内供食に関する、また栄養管理に関する授業の導入をするということで今後積極的に検討していきたいと考えております。

(b)の本科教育でございますが、これは、中卒3年制度の教育でございまして、小樽、宮古、館山、唐津、口之津、沖縄と6校ございます。卒業時には高卒同等資格が取得できます。

この でございますが、授業の評価制度も積極的に導入したいと。

それから でございますけれども、定員の一部を専修科のほうに移行していきたいと考えております。

でございますが、専修科同様に、内航船を利用したインターンシップ制度を研究していきたい、導入していきたいと考えております。

、 でございますが、専修科同様に、過去の実績を踏まえて、プラスアルファの目標

値で、海技従事者国家試験については55%以上の合格率、海運界へ就職率は70%以上としたいと考えております。

本科教育の については、教育が学校だけでは完結しない面があり、保護者会と密接な連携を図りつつ、学校運営を図っていききたいということで、年3回程度、保護者会の開催を推進したいと考えております。

(c)の司ちゅう・事務科教育でございますが、司ちゅう・事務科というのは、船内の調理師養成のための学科でございます。高卒1年教育で清水海員学校のみを設置しております。定員が60名でございます。司ちゅう・事務科につきましても、授業評価制度を導入して、授業内容を活性化させることとしております。司ちゅう・事務科のポイントは、の養成定員を一部縮減して、この定員分を専修科のほうに移行したいと考えております。

司ちゅう・事務科につきましては、海運界の就職率が40%程度と低いものですから、定員を縮減するとともに、就職率についても70%以上に上げていきたいという努力目標を掲げております。

(d)でございますが、海員学校のそのほかの目玉としまして、海運業界のニーズに対応した実践教育向上のための所要の教育機材の整備を図ることとしております。

それから、もう一つ非常に大きい点ですが、海員学校というのは、1つの名前ですけれども、高卒2年教育の専修科校が2校と中卒3年教育の本科校が6校ですから、そういう教育実態を反映するとともに海員という言葉が市場の流通性がないということをお察しして、国民にわかりやすい名前であると同時に、海員学校のイメージアップを図るということで、独法を機会に、各海員学校の校名を改称することとしております。

それから、でございますが、海員学校教育のセールスポイントの1つは、寮生活を有していること、寮生活によって集団教育、規律教育が非常に有効に働いているということでございますので、さらに寮生活指導等を充実させていきたいと考えております。

そのほかに、教官の乗船研修とか、教育研修とかがございますが、これは、過去の実績を鑑み、この程度の人数の研修を行いたいということでございます。

それから、学校というのは往々にして社会的に孤立した、内閉的な環境になってしまいますので、職業教育機関としては、関連する教育機関、また関連する業界等と密接に意見交換会を推進したい。現在もやっておりますが、さらに業界等との意見交換会を積極的に推進していきたいと考えております。

それから、(2)の成果の普及・活用促進につきましても、過去の実績に応じた計画を

立てて、積極的に推進したいと考えております。

特に、( a ) の でございますが、現在も関係業界と就職指導等について定期協議を行っておりますが、よりこまめに話し合っ、相互の情報を交換していきたいと思ひます。

同時に、 の情報機器を利用して、お互いの情報交換をしていく体制について検討していきたいということでございます。

技術移転等の推進につきましても、これは過去の実績どおりに、必要に応じて研修職員の派遣を図るということでございます。

( c ) の海事思想等の普及に関する業務につきましても、できれば海事等に関する市民公開講座等を年間 2 回程度開催していきたいと考えております。

以上が業務についてでございます。

予算、収支計画等でございますが、予算につきましては、期間中の収入及び支出が表記載のとおり、総額 1 0 3 億 1, 5 0 0 万ということで、うち施設整備補助金が 7 億 5, 0 0 0 万、これは後ほどご説明申し上げます。

それから、業務収入の 1 億 4, 4 0 0 万でございますが、これは授業料につきまして、期間中に値上げを図って、1 億 4, 4 0 0 万の業務収入といたしたいと。現在、授業料は月額 1, 0 0 0 円でございますけれども、1 4 年度に 2, 0 0 0 円、1 6 年度に 3, 0 0 0 円とすることを考えております。

なお、運営交付金の算定ルールにつきましては、航海訓練所さんのほうで非常にきめ細かく説明されましたので、省略させていただきます。

それから、( 3 ) の期間中の収支計画でございますが、費用及び収益に関しましても、総額 9 6 億 8, 1 0 0 万ということでございます。

資金計画も表のとおりでございます。

7 の ( 1 ) でございますけれども、施設・設備に関する 7 億 5, 0 0 0 万の内容でございますが、表のとおり、波方・清水両校の新営工事をしていきたいと考えております。

最後の人事に関する計画でございますが、人員については、期末の常勤職員数を期初の 9 1 %、1 4 名減を図りたいと思っております。期間中の人件費の総額は約 7 0 億円ということでございます。

以上、非常に急いで説明申し上げます。

【杉山分科会長】 大変ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました中期計画 ( 案 ) について、また同様にご審議

をいただきたいと思います。よろしく願い申し上げます。

【鈴木委員】 インターンシップ制度の導入を検討されているということで、これは非常に意義があるのではないかと思います、「即戦力」という言葉が、確かにそのとおりなんでしょうけれども、学生の側から見れば、もう少し表現を工夫されたほうがいいんじゃないかと思いますけれども。

【木村清水海員学校長】 実践力というふうに言いかえたらいかがでしょうか。

【鈴木委員】 まあ、社会の実情を把握し、教育の目的を認識するとか何とかですね。

【木村清水海員学校長】 そうですね。

【鈴木委員】 もう少し言葉遣いを……。

【杉山分科会長】 よろしゅうございますか。ありがとうございます。

【北野委員】 これは感想でございますが、17ページの(b)の業務の外部委託の検討というところですね。先ほど伺ったところ、全寮制なので非常にうまくいっているというお話を前に伺ったんですが、寮の管理は非常にうまくいって、学生たちも寮生であることについては非常にうまくいっていると伺っているんです。

それで、当然のことながら、思春期の時代の子供たちですから、非常にそういう意味では、感情面とか、生活とか、いろんな面で非常に変わりやすい状況だと思いますね。うまくいっている管理は、当然寮長さんや何かがうまくやっちらっしゃる、マネジメントをやっちらっしゃるかと思うんですけれども、新たに外部委託というのは、当然これは賄いとか何かだと思うんですけれども、ほかの要素が入ってくると、変わることにについては多少動揺があるんじゃないかと。ですから、効率化するために外部委託に走っていきますと、そういう面での逆に人の問題、その辺のところはもうちょっと徐々によく考えていただいて、変化をなすったほうが、せっかくうまくいっているのに、そうじゃないなという、これは感想です。その辺のすべて、外部委託にだんだんしていく、どうもこれ、いろんな面で変化しますね。その辺の肝心のところがだんだんおろそかになってくるところがありまして、教育の場合は特にそうじゃないかなという気がしますので、それは、既にご存じだと思うんですけれども、感想を申し上げました。

【木村清水海員学校長】 非常に貴重な温かなご意見をありがとうございました。胸にじんときくるものがございました。全くそのとおりでございます。ただし、今、定員の事情も非常に厳しゅうございますので、生徒がいない……。

【北野委員】 ときのですね。

【木村清水海員学校長】 ときの寮については、機械当直とか、ガードマンにさせると。それから、賄いの業務につきましても、そういう代替機能を持っている民間事業者のいる都市がございますので、そういうところで可能であれば導入したいと考えております。田舎で、そういう業者がないところにつきましては、従来どおりやっていかざるを得ません。

【北野委員】 なるほどね。

【木村清水海員学校長】 どうもありがとうございました。

【杉山分科会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

【井上委員】 インターンシップ、ここでは例えば17ページのところですね。導入を検討するということですのであれなんですけれども、今、お聞きして即答いただけるかどうかわかりませんが、どのあたりの期間とか、いつごろやるとか、長さですね。それから、これは相手のあることですから、受け入れ体制、これはいい受け入れをしてくださるかどうかということもありますので、これから検討するのでしょうかけれども、もし、今までお考えのところで、このあたりというところがあれば教えていただきたい。

【木村清水海員学校長】 先ほど鈴木委員もご指摘になったように、教育そのものは基礎教育でございまして、即戦力だとか、実践力だとか、それはちょっと次元が違うだろうというお話がございましたけれども、内航業界というのは、実は、すぐ使える、すぐブリッジで1人当直ができる船員養成が必要なんです。要するに、オン・ザ・ジョブ・トレーニングが、そういう研究体制がむずかしい業界でございますので、可能な限り学生時代に即戦力を与えたい。航海訓練で非常に有意義な集団教育をしていただいておりますが、やはり集団教育なりの良さと限界もございます。インターンシップ制度というのは、内航業界の小さな船を体験させて、実践力をつけていくということで、実は、現在、内航業界のほうで、卒業した学生に対してはある一定の数の乗船研修を引き受けていただける仕組みになっているんですけれども、学生時代に……。

【井上委員】 その辺を聞きたかったんですがね。

【木村清水海員学校長】 学生時代にどうやってインターンシップで研修させるか、非常に難しゅうございまして、実は保険のこともありまして、学生の身分で乗りますと、P I保険がきかないものですから、雇用契約を結ばなければならないとか、そういう難しい壁があるんですが、ただ、私どもの考えでは、海員学校の学生も、ほかの高校・短大と同

様に、長い30日程度の夏休みがございますので、こうした夏休みを利用して、研修制度ができればということで今後業界と細かい打ち合わせをする必要があると考えております。

【井上委員】 最終学年の夏休みあたりを想定されているんですね。

【木村清水海員学校長】 そうですね。最終学年の夏休みにやれたらと。まだ業界にご相談申し上げていないものですから、今後、業界と相談してやってみたいと思います。

【井上委員】 大昔は、高等商船学校の時代にもやっておりましたのでね。昔から、まあ、戦争前の話、戦争直後の話ですが。いろいろうまくいっていることも多いし、場合によってはやや問題もあったかとも思いますので、受け入れ側のことがありますので、いい体制でスタートをできるように検討していただきたいと思います。

【杉山分科会長】 ありがとうございます。

【鈴木委員】 別に基礎だけを教育するようになっていくわけじゃなくて、即戦力でいいと思うんですけども、表現がちょっと学生には少しきついなという感じがします。社会を知るということは非常に大事なことで、インターンシップは、非常に有効になるのではないかと思います。

【杉山分科会長】 ありがとうございます。

ほかに。

【湯浅委員】 専修科とか、本科、司ちゅう科、その他、そこに技術革新もしくは産業界のニーズに的確に対応して、教育内容の改定もしくは精選を図ることがあるんですが、この方針自体は結構だと思うんですが、どれに重点を置いているのか。各校、各校、伝統もありますし、それなりの基礎教育を必ずやらなきゃいけない部分があると思います。産業界のニーズというのは、勝手ながらの景気において時々変わることもあるものから、実際の現実的にはどこに力点を置いて考えておられるか。

【木村清水海員学校長】 実は、船舶技術革新と海運業界のニーズを並行して考えております。現在、内航海運業界も非常に大きな変革を遂げておりまして、内航近代化船をつくったり、内航のガスタービン船の開発など旧運輸省が積極的にやられていますし、やはり時代の変化を受けて刻々と変わっておるものですから、そういう業界の技術革新やニーズに対応した、例えば具体的に申し上げますと、練習船で電子海図を導入して、オートパイロット操船するとか、そういう教育訓練を導入したり、それに伴った教科書の改定を行ったり、それは時々刻々やっていかなければならないと思っております。



【杉山分科会長】 よろしゅうございましょうか。

【加藤委員】 1つよろしいですか。今の絡みなんですけれども、内航の場合は、大きく石油、ケミカル、鉄鋼の、トンキロベースで大体半分ぐらいを輸送していますね。特に油なんかは80%ぐらいを船で運んでいます。ご承知のように、石油化学製品はリファイナリー、ケミカル工場がやっている。それから、鉄鋼は精錬所であります。相手のほうが技術者集団なんです。それに対して内航のほうが、どう対応するかというのは非常に大きな課題で、特にここでいう、海運業界のニーズというのは、荷主のほうが非常にハイレベルの技術者集団で、それに対応して物を運ばなきゃいけないということが一方では求められているように思います。例えばケミカルでありますとか、鉄であるとか、職業教育に船を動かさなきゃいけないのと同時に、そういうベーシックなものに対して知識を持たなきゃいけない。そういう若いときに、海運業界だけではなしに、海運業界がやっているいわば相手のほうの状況についても十分対応できるような教育をしていただきたい。特に内航では、船員が非常に高齢化している状況でありますから、ますます海員学校の卒業生の必要性は高くなっていくと予想されるんですね。そういう点では、ぜひ海員学校でそういう教育を担っていただきたい。これは希望ですけど。

【木村清水海員学校長】 努力したいと思います。

【杉山分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、時間の制約もございまして、続きまして、先に移りたいと考えます。

次に、独立行政法人海技大学校の中期計画（案）に関してご説明をいただきたいと思えます。よろしくお願ひ申し上げます。

【中村海技大学校長】 海技大学校の中村でございます。

それでは、中期計画について説明させていただきます。

中期計画をおきまして、まず、業務運営の効率化に関する措置でございますけれども、50%程度の養成定員の抑制を行います。これは、外航、内航船社の船員に対する教育的なニーズを勘案しつつ、既存教育課程の廃止、あるいは学生定員の削減、こういったものにより実現したいと思えます。また、新たなニーズに対応しました課程を充実するなど、全体の教育課程を再編いたします。

養成定員の削減による組織の簡素化。これは、常勤・非常勤で構成されております教授陣、特に非常勤講師の大幅な削減を行いまして、これにより、常勤教官を充実すべき教育課程へシフトいたします。あるいは、学生部や通信教育部などにおける学生募集、生活指

導、就職時の進路指導などの業務に対しても、弾力的に配置を行うことによりまして、より効果的な教育体制を図ることにいたします。

次の人材の活用につきましては、従来から取り入れてまいりました人事交流、例えば本省船員部、あるいは海技試験官、あるいは海運会社などと20名以上の人事交流を計画しております。

続きまして、業務運営の効率化でございます。すなわち船員教育の効率化ということになるわけですが、例えば、電子海図情報表示システム、あるいはGMDSSシステムといったような新技術に対応した教育の充実を図るために、シミュレーターに関連した教材を3件程度導入いたします。また、各教育課程の講義と実習時間の配分を考慮することにより、主要教材の稼働率を30%向上させることにいたします。

また、常設の教育課程で吸収できないような社会的なニーズに対しましては、委託研修課程を設けまして、柔軟に対応したいと思います。

さらに、児島分校の賄いの外部委託などを検討するなどいたしまして、業務運営の効率化を図るとともに、光熱費などの節約により、一般管理費を2%程度抑制いたします。

続きまして、2番目の国民に対して提供するサービスである、船員に対する教育の実施に関する計画についてですが、最近の外航海運界は、日本人と外国人の混乗化が進み、日本人船員の外国人への切りかえが行われております。従って日本人船員の数の減少傾向が続いております。さらに、遠洋漁船の減船に基づく漁船員の減少傾向もあります。また、内航海運におきましては、国内の景気低迷により、経営状態や新人船員の採用におきまして大変難しい状況にあります。

このような背景を考慮いたしますと、海技士科、講習科の中で、入学者数が見込まれない、あるいは無いような、すなわち社会的なニーズが極端に低い課程については廃止いたします。の海技士科につきましては、廃止する課程として、三級海技士第一、三級海技士第二、がそこに示してあります。の講習科につきましても同様でございます。

これらが廃止する課程でございます。さらに、過去の入学者数の傾向と、それから、将来におけるニーズというものを考えまして、課程の定員の見直しを行います。の海技士科におきましては、養成定員の見直しをする課程とし、の講習科におきましても同様に示してあります。

それから、の三級海技士第四課程につきましては、就職率を70%以上確保するために、海技士科から海上技術科と名前を変えまして、カリキュラムの見直しなどによりまし

て、内航海運の技術革新を考慮いたします。かつ、船社のニーズである例えば情報技術に対応した船員を養成いたします。

なお、最近、シミュレーターを使用した操船訓練とか、あるいは機関運転訓練の要望が聞かれるために、この面でのニーズに対応するために、既存のシミュレーター課程を再構築いたしまして、シミュレーターによる訓練メニューの拡充を図ります。さらに、再編された課程で吸収できないようなニーズに対しましては、先ほど言いました委託研修課程を設けて柔軟に対応していきたいと思えます。

なお、通信教育につきましては、養成定員を見直しますとともに、インターネットを活用した教育方法を取り入れるなど、さらなる充実を図りたいと考えております。

それから、海技資格の取得については、ここで85%という数字が出ておりますけれども、これを実現したいと思えます。

は、そこに書いてあるとおりでございます。

は、中期計画の期間中、10件以上の研修というものをいたしたいと考えております。

次に、一番の自己評価の体制の構築でございますけれども、研究と、教育と、これらの成果について、しっかりした内部評価を行うために、自己評価実施委員会というものを設立いたします。外部からの視点を取り組むために、監事をメンバーに入れるとともに、学生による評価も合わせて加味するということにいたしたいと思えます。

続いて、研究の実施ですが、従来の個人的な研究というものから組織的な研究体制に移行するために、研究を管理いたします研究管理委員会を設立いたしまして、ここでテーマのセレクトなどをいたしたいと考えております。

なお、これらの成果の普及、あるいは活用につきましては、人的な貢献といたしまして、20名程度の研修員の受け入れ、5名程度の国外政府機関への派遣、さらに、いろいろな学会の委員で70名程度を派遣したいと考えています。

また、学内には情報ネットワーク管理委員会を設置いたしまして、ホームページを通しまして、教育と研究の成果を普及するとともに、学校自体のPRというものも推進していきたいと思っております。

次に、海事思想の普及は従来からやっておりますので、続けて普及に努めていきたいと思えます。

予算に入りますけれども、自己収入の確保というところでは、受託収入などを計画しております。

予算につきましては、航海訓練所さんのほうからお話がありましたように、本校におきましても、ルール方式を採用させていただきますので、概略数字だけ申し上げますと、予算は収入・支出とも63億8,700万円です。それから、次の収支計画につきましては、費用の部と収益の部に施設整備補助金と減価償却費の差、1,800万円が予算から引かれた63億6,900万円になっております。なお、純利益はゼロでございます。

資金計画につきましては、資金支出・収入とも63億8,700万でございます。

短期借入金は2億円を限度といたします。余剰金は計画の達成状況を見つつ、整備や研究調査費に充てます。

施設・整備計画は、本校、分校の空調設備関係に使用いたします。

最後の人事に関する計画は、期末の常勤職員を期初の94%に削減いたします。

概略、以上でございます。

【杉山分科会長】     ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に基づいてご審議をいただきたいと思います。いかがでございますでしょうか。

【加藤委員】     最初に定員のところ、定員50%カットというのは実際には非常に厳しい数字だと思うんですが、これに伴って組織の簡素化、教員等の弾力的な配置を図ることなんです、その定員カットした養成定員について、これからつまり増える可能性がある分野というのはどんなところなんでしょうか。

【中村海技大学校長】     増える分野といいますと、中で触れましたようにシミュレーターの課程なんかが増えるだろうと思っております。実は最近の傾向を見ていますと、海運界は、例えばライセンスを全体で取るような状況だったのが、先ほど加藤委員がおっしゃいましたように非常に特化された技術というようなものを少人数、例えば1人とか2人で技術を得たいというように、非常に濃密な技術が欲しいという方たちの声が大分聞かれるようになりました。そういう人たちに対しては、シミュレーターを使った課程でトレーニングしていかなければならないので、シミュレータ課程の増員が見込まれるだろうと考えております。

【加藤委員】     もう一つ関連して、現在、海技大学では、ODA関係で東南アジアのトレーニングをされているんですけども、その外国人船員との混乗が非常に進んでいて、日本人は少ない。外国人に対しても、これから十分ターゲットしながらトレーニングはされていく、こういうことではございませんでしょうか。

【中村海技大学校長】 はい、実は外国人の教育に関しましては、JICAさんのトレーニングコースを、もう18年間たちますけれども、そのうちの半分はうちの学校でやっております。特にソースは東南アジア、アフリカ、それから南米、中米など、各国に広がっております。シニア課程と呼んでおります、こういう方たちのアップグレードをやる課程とジュニア課程があります。ジュニアの課程というのは、現在のところではフィリピン、インドネシア、ベトナム、それから来年からはバングラデシュが入る予定になっております。ここで2カ月の導入教育を行っております。日本人プラス外国人の教育をやっているわけですが、うちの学校としましては、日本人と外国人のどちらに対しても講義ができるというノウハウを現在までに蓄積してきているということが言えるんじゃないかと思っておりますので、今、加藤委員のご指摘のとおり外国人に対してもトレーニングが広がります。

【杉山分科会長】 よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

【杉山分科会長】 仮によろしければ先へ進ませていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、独立行政法人航空大学校の中期計画(案)についてご説明をちょうだいしたいと思いますので、よろしくお願いします。

【北澤航空大学校長】 航空大学校の北澤です。よろしく申し上げます。

それでは、お手元の航空大学校の中期計画について説明させていただきます。まず、1番目の「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」でございますけれども、(1)「組織運営の効率化」、これは教官の組織全般における管理・監督体制の強化を図るということであり、具体的には、首席、次席を置いて責任体制の強化を図ろうということでございます。

それから、2番目の「人材の活用」でございますけれども、航空大学校の職員といたしましては、管理部門、実科部門、学科部門に分けることができます。の管理部門につきましては、これまで同様、若手の人材を登用して組織の活性化を図りたいと考えております。

それから、実科教官でございますけれども、このところにつきましては教育期間が非常にかかるということがございまして、国土交通省のパイロットとの人事交流を進めるわけでありまして、一人前になるのに3年から5年かかるということもございまして、で

き得る限り推進していきたいと考えております。

それから、の学科教育、ここが一番難しいところでございますけれども、他大学との人事交流が可能になるように努めていきたいというふうに考えております。

続きまして、「業務運営の効率化」でございますが、教育・訓練業務の効率化ということで、中期目標のほうにも書いてございますけれども、2年4カ月から2年に短縮しなさいということが書いてございます。

まず、イの学科教育でございますけれども、宮崎課程の教育時間を現行の1,155時間から735時間に短縮いたしまして、宮崎課程の養成期間を現行の8カ月から2カ月短縮して6カ月にしようというふうに考えております。なお、事業用課程、計器・多発課程等、全部含めまして、1,965時間から1,320時間に短縮するというふうに考えております。短縮した部分は、入学者は短大卒業程度ということでございますので、教養課程についてはなるべく省略できることは省略していこうという趣旨でございます。

それから、ロの実科教育についてでございますけれども、これは地上演習装置、シミュレーターをできる限り活用いたしまして、35時間から45時間に増やすというふうなことによりまして、事業用課程を現行の160時間から155時間に削減します。

また多発・計器課程、これは仙台課程でございますけれども、現行の75時間から65時間に減らします。こういうことによりまして、多発・計器課程、仙台課程をこれまでの8カ月から6カ月に短縮するというふうに考えております。これによりまして2年4カ月から2年に短縮することができるということでございます。ちなみに、実科教育はこれまで235時間ございました。これを220時間に減らすということでございます。

続きまして、の訓練機材の利用率の向上でございますけれども、中期目標のほうにも1機当たりの年間飛行時間を約7%向上させなさい、46時間向上させなさいと書いてございますが、まずイのオーバーホール相当の重整備、これはP整備でございますけれども、点検項目の見直し及び削減等によりまして作業日数を減らしていく。最終的には10日ほど減らしていくということによりまして、1機当たりの年間飛行時間を24時間ほど増加させることに務めます。

それから、ロの定時整備でございますけれども、これにつきましては、毎月の休日を整備に当てることによりまして、ウィークデーではなるべく飛ばすようにしようということで、1機当たりの年間飛行時間を22時間増加させるというふうに計画しております。

続きまして、「訓練機への情報提供業務の効率化」ということでございますけれども、

これは各種の運航情報を可能な限り電子化しようと。これまでファイルとかあるいはボードで掲示するというをやっていたわけですが、これを電子化することによってより効率化していこうということでございます。

それから、 の「一般管理費の抑制」でございますけれども、これは人件費、公租公課を除いた一般管理費、約9億3,000万でございます。これにつきまして約2%抑制していこうということでございます。

続きまして、大きな2番目の「国民に対して提供するサービス」でございますけれども、教育の質の向上、このところは中期目標のほうでも教育の質の向上をなさい、それから、標準化に努めなさいということがうたわれているわけでございますが、まず で、操縦教官に対して質の向上を図ろうということです。そのためには教育技法、指導要領の標準化及び向上を図る必要があります。そのために教官に対する技能審査を毎年1回は実施しましょうということです。なおかつ実際に技能審査を実施するのは、先ほど申し上げました首席または次席ということになるかと思えます。それから、やはり他者からの批判、評価というものが必要であろうということで、在校生、それから卒業生及び航空会社の訓練所教官からの意見を毎年1回以上聴取して、学科、実科教育に反映させていこうということを考えております。それから、教育オブザーブ飛行でございますけれども、これは実際、飛んでいるところを、教育しているところをほかの先生がオブザーブするということでございますが、今までどちらかといいますと、一律にこういうものが使われていた傾向があるわけでございますが、これを新人教育あるいは新任教官が来たときに、そちらのほうにウエートを置いてやっていく。あるいは新しい試みをやったとき教育オブザーブというものを有効に使っていこうということです。例えば口述試験を航空大学校に導入していくという場合に一体どうするんだ、どうやったら口述試験というものがうまく行われるのかということ、実際に教官全員が習得するにはやはり教育オブザーブというものを、そういうところで有効活用していこうということでございます。

続きまして、 の追加教育でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、235時間から220時間に教育時間を減らしました。落ちこぼれというあまり表現はよくないんですが、当然、教育進度がおくれてくる学生が出てくるのが予想されます。そういう学生につきましては、事業用課程あるいは多発・計器課程でそれぞれ最大10時間の追加教育を認めようということです。合計20時間です。これによりまして、個人個人、個々の問題点というものをそこでじっくり見ていこうというふうなことを考えておりま

す。

それから、 につきましては、これはコンピューター等をできる限り使っていまして、教育機材の充実、それから、教育施設の整備、さらには学生寮があまりきれいではありませんので、そういう整備というものをやっっていこうと考えております。それから、気象情報を入手する、そういう端末装置を庁舎内に置くだけでなく学生寮にも置いて、そういうふうな気象情報というものを自分たちで積極的に入手していくような、自主学習の環境を育てていくというふうなことも考えております。

それから、 の資質の高い学生の確保ですが、受験資格を拡大するとともに、一層の広報活動をしなさい、入学試験制度全般の検討を進めなさいという中期目標でございますけれども、それに対しましては、まず母集団、つまり、受験者という母集団を増やすという必要が1つあります。それから、適切な入学試験をすることによりまして、パイロットとして適性の高い者を選び出す。この2つが非常に重要であろうかと思っております。

1番目のほうでございますけれども、国の身体検査基準の見直し、これが現在進められております。具体的には何かと申し上げますと裸眼視力、これが今まで0.1というものがあつたわけですが、これが外れるという方向で検討が進められている。これによりまして、これが実施されますと、航空大学校の裸眼視力も現在0.6であるわけですが、これを下げることができるのではないかと。これによりまして受験者の増加ということが当然考えられるということでございます。

それから、やはり広報活動を一生懸命やっっていこうということです。現在、航大のホームページあるいはNHKにお願いして募集案内ということをやってもらっているわけですが、これを航空業界誌に載せる、あるいは地域限定になるかもしれませんが、大学を訪問するというところで受験者を確保していこうと考えております。570名という数字が中期目標に書かれましたが、これは正直言いまして受験者の数が減っております。毎年毎年減っております、今年度は480名です。だから、これを570名確保するということは非常に大変なことであるわけですが、できる限りの努力をして達成していきたいというふうに考えています。

それから、どうやって資質の高い生徒を選ぶのかということですが、それが口に書いてございます。入学試験制度のあり方検討委員会を設けまして、学力試験、適性試験について、入学後も追跡調査をやっつて相関関係を見ていく。どういう試験をすれば一番相関があるのかということを検討していこうということでございます。



それから、 でありますが、養成数を72名としなさいということでありますが、これは現在3期制でございます。1年に3回入学して3回卒業するということになっておりますけれども、これを4期制にしようということです。ただ単に4期制にただけでは効率よく人員、機材が回りません。それで4期制にして、なおかつ先ほど申し上げました2年4カ月を2年にするというので、各校、つまり宮崎、帯広、宮崎、仙台という課程をすべて半年にするということで、人員、機材の最適な活用ができるシステムになりました。それによりまして72名の学生を18名掛ける4、4期ということで最適の教育をしようということでございます。

それから、 につきましては国土交通省の操縦職員の技量保持訓練、資格取得訓練に対して適切に対応するという事です。多分これは無料でやることになるのではないかと。まだ明言できませんけれども、ということで我々は努力、協力していきたいというふうに考えております。

それから、次に(2)の「航空安全に係る教育の充実」でございますけれども、航空事故、重大なミスなどの発生を未然に防止する、そのためにどうしたらいいのか。これは非常に基本的、なおかつある意味では単純なことであります。

まず、学生に対して安全教育を飛行訓練に移行する前、つまり帯広課程に行く前にあります。それから、 は、教官に対してですが、学識経験者、航空事故調査官等の外部講師を招きまして、安全教育を実施していきます。それから、やはり教官相互の意見交換というものを毎月1回はやりましょうということです。ヒヤリハットではありませんけれども、非常に危ない目に遭ったというふうな隠れた危険性の芽というものを事前につむためには、こういう教官の相互の意見交換会というものを頻りにやっていく必要があるだろうというふうに考えております。

それから、次の でございますけれども、整備従事者に対して何をするかということですが、定期的にヒューマンファクター教育を行う。それから、ヒヤリハット等の事例揭示。具体的にどうするかといいますと、航大のホームページをつくらうと考えております。こういうふうなヒヤリハットがあったということを整備士同士でも一目瞭然でわかるような形でホームページをつくっていくというふうなことを考えています。

それから、3番目の「他機関との有機的連携」でございますけれども、これは訓練する上で空港事務所あるいは訓練空域等の調整で航空交通管制部との調整というものが必要でございます。これまで電話、書面でやっていたわけでございますけれども、これを電子メ

ールでやっていこうということでもあります。

それから、次の4番目の「成果の活用・普及」でございますけれども、の教育の質の向上、効率化を図るためには、やはりこういう地道な基礎教育ということも必要であろうということで、以下に書いてございますイロハニのような調査研究もやっていこうということです。なおかつこれを航大の教育報告会あるいは関連学会等に投稿する、講演するというで成果を普及活用していこうというふうに考えております。

続きましてはでございますが、これまで「空の日」に航空教室というものを小・中学生のためにやっておりました。それを「空の日」だけじゃなくて、年間4回程度、これは地元の教育委員会とも調整しなければいけませんけれども、そのような航空教室というものを開いていきたいと思いますということを考えております。

更には小・中・高生のためだけでなく、これは地元対策という面もでございますけれども、市民航空講座というものを、これは市のほうとも調整しまして、市報便りかなにかを使いまして年間2回ほどやっていこうというふうなことを考えております。

次に、予算、収支計画でございますけれども、これは別紙1の予算のところを見ていただきたいんですが、一番上の四角が3つございます。右のほうから空港整備特別会計、いわゆる空整特会ですね。真ん中が一般会計、一番左が一般会計と空整特会を足したものの総計でございます。運営費交付金、これは5年間で155億3,700万で、施設設備費補助金、これが6億9,900万で、業務収入と書いてございますのが5億7,400万、これは受験料、入学金、授業料というものの合計でございます。すべて合計いたしますと168億1,000万、5年間でこのような予算でやっていくということでもあります。

あと、収支計画、資金計画もございまして、時間の関係もありますので省略させていただきます。

それから、4番目の「短期借入金の限度額」、これは予見しがたい事故等ということが当然考えられますので、5億の短期借入限度額を決めたところであります。

それから、「重要な財産の処分」、これは現在のところ特に計画はございません。

それから、6番目の「剰余金の使途」でございますけれども、これにつきましては一番上に書いてあるものが空港整備事業、つまり空港整備特別会計にかかわるものでございます。これが余った場合には業務支援機器の購入。当然、空整特会にかかわる、そういう業務のものに使っていくことになります。

それから、下のほうがそれ以外のもの、つまり、これは一般会計でございますけれども、

入学希望者の増加策あるいは調査研究あるいは教育機材の購入というところに充てていこうというふうに考えております。

最後に7番目の「その他主務省令で定める重要な事項」ということでございますけれども、(1)「施設及び設備に関する計画」、これは別紙4にございますが、主にここで言っているのは寮の整備、それからエプロンとか誘導路とか格納庫とか、そういうふうなものに補助金は使っていこうということです。これが5年間でトータル6億9,900万ございます。

次に(2)の人事に関する計画でございますが、方針、これは定年退職を迎える教官については基本的には後補充が基本ではございますけれども、外部講師も積極的に使っていきたいというふうに考えております。

それから、でございますが、人事に関する指標、これは多数の教官の定年退職がございますけれども、訓練定員を設けることなく対応していきたい。この訓練定員というのは何なのかということでございますけれども、新人教官を採用しますと、一人前になるのに、教育証明を取らせるのに1年ぐらいかかります。その間、定員が1名全くいなくなるわけです。使えない。なおかつ新人を教えるためにほかの先生がそれにとられるということで、訓練のためだけのそのような定員を過去に設けた事例がございます。しかし、そのような訓練定員を設けることなく、実際どうやるんだということでありますけれども、そこは首席、次席に頑張ってもらう。さらには非常勤講師をその間だけ採用していこうということで対応していきたいと考えております。

それから、口の期末の常勤職員数を期初の99%、これは1名減に相当しますが、とずる。ここは少ないように感じられるかもしれませんが、平成11年度から12年度にかけて、既に独法を目指して先取りしております。160名から125名にスリム化しているということがございますので、このところは現在ぎりぎりのところでやっているということでご理解いただきたいと思っております。

以上です。

【杉山分科会長】 大変ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に関してご審議をいただきたいと思っております。いかがでございましょうか。

【鈴木委員】 質問というよりお願いなんですけれども、教育期間が2年4カ月から2年にかかなり大きな変化だと思われまますので、モニターといえますか、日常の調査と追跡調

査を含めてしっかりやっていただければというふうに思います。

【北澤航空大学校長】 特に学生の質がどう変化するのかということが非常に重要かと思えます。

【鈴木委員】 そうですね。卒業後も追跡調査のようなこともぜひよろしくお願い致します。

【杉山分科会長】 ありがとうございます。

【湯浅委員】 業界としましてこの二、三年、航空大学のいろいろな分野の運営を見ておりますと、最大時には訓練機が46機あった時代もありますし、たしか今年度、次年度は三十数機……。

【北澤航空大学校長】 31機。

【湯浅委員】 と伺っておりますし、そういう部分でいろいろ運営の効率化を進めてこられて、今回の中期はその延長線上であると思えますので、業界としても非常に安心していうのか、こういう結果になるのは当然だと思うんですが、その中で学科の教育時間そのものを見直しておられますが、私どもが聞いている中では時間を見直したと同時に、実用的な内容にさせていただくように見直していただいている。業界ではオペレーショナルナレッジ、操作に結びついた教育、教科書だけの知識でない教育ということも挙げておられると思いますので、先ほど鈴木先生の話とも関係するんですが、航路、実用に合った教育ということも今後とも推し進めていただきたいと思います。

【北澤航空大学校長】 はい。具体的には航空生理学とか航空法規とか、そういうところにはむしろ時間を増やしております。

【湯浅委員】 それと、やはり2年間専門教育でずっと過ごしますので、従来どおり自己啓発の部分、スポーツとか地域とのつながりとか、それから、自分の教養を深めるとか、従来から学校が配慮していただいていると伺っているんですが、そういう部分についても従来どおりぜひお願いしたいということです。

【杉山分科会長】 ありがとうございます。ほかにいかかでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、今ご要望を承りましたので、今度は、これで航空大学の独自の審議はおしまいにさせていただきますして、一括してきょうご説明のありました4独立行政法人の中期計画(案)に関して、まだ何か追加的に、あるいは共通する事項というような視点からご発言ございましたらお願い申し上げたいと思います。

【鈴木委員】 いずれも実技を伴ってかなり危険が伴うような教育もあろうかと思うんですけれども、組織が、国の組織から独立行政法人にかわるということで、安全管理をきちんとやるというのは当然なんですけれども、万が一のことが起きたときの配慮というのが、何か保険等は考えておられるようなんですけれども、法律的なことはよくわかりませんけれども、どのようにお考えなのか、お話を伺えればと思います。

【杉山分科会長】 今のご質問はどこからお答えいただいたらよろしゅうございましょうか。それぞれもし各法人でお考えのことがあれば言っていたらと思います。

【安本航空訓練所長】 先ごろのえひめ丸の事故についても、我々ほんとうに考えるところを多としております。今後とも安全については十分配慮しますが、万が一のことを考えますと、いわゆる世間一般の船舶保険、船主責任保険ということへの加入を考えておりまして、それについても13年度の予算ということでもって中に措置していただいております。

【杉山分科会長】 ほかにお聞かせいただくことはございましょうか。

【木村清水海員学校長】 海員学校につきましても、万が一を幅広くカバーしようということで、火災保険、学生の傷害保険、P I 保険。P I 保険、船主責任保険でございまして、学生に事故が起こった場合、海上的な事故に対応する保険、それから、海洋汚染に対する保険、それから、この間のえひめ丸の実態を見ていまして、万が一、ほんとうに万が一でございまして、海底に沈んだ場合の引き揚げというのは我々考えたこともないんですが、今、保険について30億ぐらいの保険を交渉中でございまして、今までの過去の実績でほとんど事故はなかったものですから、P I 保険のほうでもそれを考慮していただきまして、安い価格でそういうものをカバーするというを現在、交渉中でございます。

【杉山分科会長】 ありがとうございます。

【中村海技学校長】 本校も同じでございます。

【北澤航空大学校長】 航空大学校につきましては、航空保険に入ろうかとしております。第三者保険、それから同乗者に対するもの、それから救難に対して8,000万ほどを考えております。なお、機体保険は入るつもりはございません。これは保険料が非常に高いということで、機体が壊れてもそこは保険料との関係でやむを得ないということです。

【加藤委員】 2つばかりお願いなり、あるいはご意見をお伺いしたいです。

1つは、従来それぞれの機関がやってみえたことに加えて、独法になることによってこういう新しいことをやりますよ、これだけリストラしますよ、こういうところが大分ある

わけでございますね。理事長からご報告もございましたけれども、やはりそれぞれ独法になる皆さんがどれだけ頭を切りかえるか。つまり職員がそういう気にならない限りどうにもならないわけでありますから、それをどういう形で、既に周知徹底を図っていらっしゃると思いますけれども、今はやはりこれから変わってくる部分になりますね。特に独法になって変わってくる部分については、それぞれ教育を担うスタッフ、それから、管理を担うスタッフにどういう形で周知徹底されていくのか、それが1点。

それから第2点は、教育訓練期間で、研究もありますけれども、やはり訓練が非常に大きいわけでありますね。したがって、訓練については小学校、中学校、高校と言われるように授業の仕方、教授方法というのが非常に大事で、非常に問題になるんですけれども、個性がかぶるんですね。いろいろな形で個人の個性がかぶってくる。だから、大学でも教授法の研究が非常に大事であると言われているわけです。そうなりますと、いろいろな人によって違いがある。それから、それに対する査定といいますか、評価というものを管理職が充分責任を持って対応する必要があるのではないかと。

つとに言われているように国家公務員についても、地方公務員についても、年功序列主義を排除すべし。人事管理については、特に能力、実績に応じた評価をすべしということが今日非常に強く、国家公務員、地方公務員についても求められる。民間ではなおさらでありますから、特に人事管理の面については従来のような序列年功主義を排して、能力、実績に応じて管理職以下、理事長、理事、役員をはじめとして管理職対象として、人事管理体制をきちっと透明な、公平性のある、皆さんが納得できるような、そのためには相当管理職あるいは役員はアカウンタビリティーが必要だと思っておりますけれども、そういう方向でやっていただきたいというふうに、これはお願いをしておきます。

【杉山分科会長】 今ご要望を伺いまして、大変重要な点ですが、要望と合わせてご意見もというお話がありましたけれども、もしお答えいただくことがあれば各理事長から、それも時間があまりありませんので、もしあればごく簡単にお願い申し上げます。

【木村・海員学校】 海員学校の場合に全国に8校展開している学校、1つの学校で統括・管理する形をとりますので、今、加藤委員のおっしゃったことは、どう対応するかということで工夫しておりまして、まず第一番目に、少ないお金の中から工面して、テレビ会議システムを導入して、常時どういう問題についても地域の学校と中央が密接に対応できるということで、5月をめどにテレビ会議システムを導入したい。

それから、人事管理については1つ1つのセクションが小さいものですから、そのマネ

ジメントについては、海員学校では従来どおり透明かつ公平なことができると思うんですけども、今後、確立していきたいと思います。

【杉山分科会長】 ありがとうございます。

それでは、またいろいろお聞かせいただくのがいいかとも思いますし、またほかに、またご意見、ご質問等あるかと思えますけれども、何分時間の制約が強いものですので、中期計画（案）についての審議についてはとりあえずここまでとさせていただきたいと思えます。貴重なご指摘、ご意見を伺えて大変ありがとうございました。

今まで、きょう各独立行政法人の中期計画（案）についてちょうだいしたご発言は、ご要望というようなものがかなり多くて、そして内容に関して特に修正あるいは追加ということはなかったように思いますので、基本的に原案のままです。特段の修正は必要ないということによろしくございましょうか。

（「はい」の声あり）

【杉山分科会長】 あと、幾つかご発言のあった言葉遣いその他については、恐れ入れますが、前回と同様でまた私にご一任いただければということにさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、まだきょうはやることはたくさんございます。中期計画（案）につきましては以上ですが、今、私、1つ言い忘れましたが、この中期計画（案）につきましては、財務省との協議の必要性というのが前回からお話し申し上げているように残っております。速やかに成案の必要がありますので、今の繰り返しになりますが、修正あるいは取りまとめ。今、修正については特にないということをお知らせしたので、言葉の小さな整理については私のほうにご一任いただく、こういうことで確認をさせていただきました。ありがとうございました。

### （3）教育機関分科会所管の独立行政法人に係る業務方法書（案）について

【杉山分科会長】 それから、次に、引き続きまして独立行政法人の業務方法書につきまして、これからご審議をいただきたいと思えます。これにつきましても独立行政法人ごとにご説明をいただいて、ご検討をいただきたいと思えますけれども、個別の審議に先立ちまして、業務方法書の趣旨等に関して簡単に事務局から先にご説明をちょうだいしたいと思えます。よろしくお願いをいたします。

【影山政策評価官】 私から説明させていただきます。委員の皆様方には、業務方法書はお

そらく余りお馴染みではないと思いますので、個別の項目説明に入る前に、業務方法書の位置付けを簡単にご説明を申し上げたいと思います。これはいわゆる公的な法人、特殊法人等の場合、おおよそ業務方法書のようなものがあります。法人を設立するに際しては業務方法書を法人が作成し、それを主務大臣が認可する。今回はその認可に際して評価委員会のご意見を伺うということで、本日お諮りさせていただいております。独立行政法人につきましては、できる限りその自主性を尊重するということでありますけれども、他方で独立行政法人が行う業務は、従来国が行ってきた業務を国から切り離して行うというもので、公的な色彩も強いということが1つの特徴であります。そういう意味では確実に実施されることを担保する必要があるということで、最も基本的な事項につきましては、各独立行政法人の個別法において業務等が規定されております。これは民間の会社でいうと定款のようなものですが、独立行政法人の場合では、それをもう少しブレイクダウンした大枠についての方向性というものを大臣の認可にかからしめようという趣旨でございます。例えば業務でいいますと、确实あるいは適正な業務の提供が確保されるように実際の業務のやり方の大枠をここで定めておく。あるいはまた、各独立行政法人は運営交付金という、国民の税金からなる財産を使用して業務を行うものですから、契約の適正化も担保する必要があるということで、そのような大きく2つの観点で業務方法書を作成することになっております。委員の皆様方には、その前提で各独立行政法人の業務方法書を見ていただければと思います。以上です。

【杉山分科会長】 ありがとうございます。ただ今いただきましたご説明を踏まえて、この後、審議をさせていただきますが、今のご説明に関して何かこの段階でご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

【杉山分科会長】 それでは、先へ進まさせていただきます、各独立行政法人の業務方法書(案)の審議に入らせていただきます。

まず、先ほどと同じ順序になりますが、独立行政法人航海訓練所の業務方法書についてお願いを申し上げます。

【安本・航空訓練所】 それでは、説明させていただきます。この業務方法書につきましては、通則法第28条、それから主務省令で定めるところによって書きあらわしてございます。航海訓練所の業務の全体をここにお示しするものです。52ページの資料でございますが、「目次」というところでごらんいただければ、第1章から第7章まで、航海訓



練所の業務はいかにあるべきかというところが決まっております。特に第2章は、今までは省令でもって航海訓練所規則ということがうたわれておりました。この航海訓練所で実施訓練を行う上に必要な身体検査の基準あるいは他の設置など、航海訓練の具体的構成にかかわる事項であります。したがって、それ以下は第1章を総則といたしまして、第1条、2条におきまして業務内容等、それから業務運営の基本方針について個別法とこの業務方法書によるということを規定しております。

第2章は、航海訓練業務にかかわる記でございまして、第3条、4条、5条、6条、7条まで、航海訓練の内容につきまして規定したものでございます。実習訓練について航海科、機関科の別、訓練期間が12月、9月、取得するところの海技免状の種類、あるいは乗船履歴の証明というところについて書いてあります。

第3章は「研究業務」ということで、今般きちんと明記するというところになったものでございます。

第4章「附帯業務」につきましても、中身がごらんいただけますようにかなりきめ細かく規定されております。53ページ、第9条でございまして、ここに掲げる業務を航海訓練に附帯する業務として行うこととするということが書いてありますので、先ほど中期計画でもってご説明しましたようにこれからの実施について鋭意努力していくつもりです。

また、第5章、6章は、業務を運営するに当たり業務の委託ということについて新たな観点から定められております。委託について、さらには委託契約、契約の方法ということで競争入札ということを取り込んだ業務運営を可能とするようなことを書き示しております。

最後、雑則ですが、この業務の方法につきまして、これに決める以外のことについては航海訓練所が規定として内部で定めるというふうなというふうな独立性がうたわれております。

以上です。

【杉山分科会長】 大変ありがとうございました。

それでは、今ご説明いただきました業務方法書（案）についてご質問、ご意見があればお願い申し上げます。

いかがでございましょうか。特段ご指摘、ご意見、今の段階で特になければ、先へ進んでまた共通して眺め渡した上でご指摘、ご質問をいただいてもよろしいかと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。

それでは、引き続きまして、独立行政法人海員学校の業務方法書（案）についてお話を  
いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【木村清水海員学校長】 ご説明申し上げます。我が国、内航海運は我が国国内物流の  
約四十数%のトンキロベースで四十数%の国内物流を担っておりますが、海員学校はこの  
海員の養成を図ることによって、我が国、海員養成の安定的な確保を図るという目的がご  
ざいますので、その目的を達成するために業務の執行を行うということでございます。

第2章で、海員学校養成業務の中核がございしますが、海員養成として「科の設置」とし  
て第3条から第5条までございます。海員学校は、先ほども申し上げましたが、全国に8  
校ございまして、本科が6校、養成定員が220名でございます。専修科が2校で養成定  
員160名、司ちゅう・事務科が定員が60名と、そのほかに乗船実習科として2  
00名、これは航海訓練所で6カ月という科の設置を行っております。

その海員養成業務第6条で、それぞれの入学資格を掲げております。独立行政法人化に  
伴って改革したものは、本科、専修科、いずれにつきましても入学年齢の上限を撤廃して、  
本科については中卒以上または中等教育学校の前期課程を修了した者について、入学資格  
があるということでございます。専修科と司ちゅう・事務科については、高卒及び高卒同  
等資格以上の者に対して入学資格を与えると。入学年齢は撤廃ということでございます。  
乗船実習科は、海員学校の本科を卒業した者についての6カ月の課程の学科でございます。

それから第3章でございしますが、海員学校の主要な業務に附帯する業務として、各一海  
員となるための職業指導、それから教育実習生の受け入れ、研修生、研修員の受け入れ等  
がございします。

そのほか、これで業務の執行の方法として足りない部分につきましては、別に規定を定  
めております。非常に簡単ですが、これで終わらせていただきます。

【杉山分科会長】 ありがとうございます。それでは、今のご説明に関して、ご意見、  
ご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、引き続きまして、独立行政法人海技大学校の業務方法書（案）についてご説  
明をいただきたいと思います。

【中村・海技大学校】 それでは、説明いたします。

第1章、総則、これは同じでございますので省略します。

第2章の船員教育業務、ここには科の設置が3条に、科の目的が4条に書いてありまし  
て、ここに免許の資格に応じた教育をいたします海技資格、それから、海技に関する短期

教育を行う講習会、通信による通信教育というふうに分かれているわけでございます。

科の種類及び就業期間につきましては、第5条に書かれてあるとおりでございます。

入学期が第6条、入学資格が第7条に書かれてあります。この入学資格は、一級、二級科につきましては、その下位の免許を受けた者。三級につきましては、卒業時に免許を受けられる者というふうになっております。

それから教育内容、3ページでございますけれども、教育内容につきましては8条、卒業証書、9条、授業料の徴収等については10条に記載しております。

それから、第3章の研究業務でございますけれども、研究業務に関しましては、その内容につきましては第11条に、船舶の運行に関する学術及び技能並びに船員教育にかかわる研究を行うと、そう書いてあります。

それから、第4章には附帯業務、これは、その下の12条にありますように、第一から第七までの7項目。

業務委託、13条、14条、第6章の契約の方法、それらはそこに示されているとおりでございます。

以上でございます。

【杉山分科会長】 ありがとうございます。ただいまのご説明に関して、いかがでございますでしょうか。

【中井委員】 ちょっと質問があるんですが、さっき中期計画をお伺いしたときに、26ページに、現行の三級海技士第4科課程については、海技士科から海上技術科として分離・独立させるという記述があるんですが、ここには、海上技術科というのはいないんです。

【中村海技大学校長】 これは説明があれでしたんですけれども、一応、平成13年度の募集は、もう既に12年度、去年から始めておりますので、ですから、もう13年度に間に合わないわけです。ですから、14年度でないとしてもだめなので、ですからこういう記述になっております。

【中井委員】 それでは、将来的には……。

【中村海技大学校長】 変わるということです。

【中井委員】 これを変えると。

【中村海技大学校長】 わかりました。

【杉山分科会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、引き続きまして、航空大学校業務方法書（案）についてご説明をいただきます。

【北澤航空大学校長】 まず、2章の業務の方法に入りたいと思いますが、航空機の操縦に従事する者の養成でございますけれども、そこに書いてございますとおり、事業用操縦士の資格についての技能証明。航空機の種類、等級は一体何かということですが、飛行機という航空機の種類。等級の限定は、陸上単発ピストン、陸上多発タービン等となっております。それから、計器飛行証明を取得できるというふうなことになっております。

それから、附帯業務といたしましては一から五に書いてあるとおりでございますが、この中で、3番目の国内指定養成施設及び海外主要乗員養成機関等の操縦士養成に関する実態調査、研究並びに支援という、その支援というところを入れております。これは、海外で航大と同じような大学をつくりたいというふうな話もちらほらありまして、そういうところに対して、我が校が支援するというのも当然、将来的にはあり得るだろうということを入れております。

それから、次のページの5番目の、国土交通省職員等に対する技量保持等の区分、この国土交通省職員等、この「等」は、航大の既卒者、航大を卒業して、まだ就職できていないという者が現時点で83名おります。こういう者に対して技量保持をつけておくというのが航空大学校の責務の1つでもあろうということで、ここには「等」を入れさせていただきました。

あと、業務に使用する航空機の運航整備ですけれども、これは当然、運航規定あるいは整備基準というものを定めて、それに従っていく。それから、業務の委託でございますけれども、非常に効率的だというふうに認められた場合には、なるべく業務の委託をしようと考えております。委託契約を結ぶ場合には、原則として公告で行う。ただし、指名競争、随意契約という方法も残しておきます。それが8条に書いてございます。

以上です。

【杉山分科会長】 ありがとうございます。ご質問、ご意見、ございますでしょうか。

【加藤委員】 海技大学校の第9条ですけれども、ここでの入学授業料、講習料がありますね、講習課程については別に定めると定められていますけれども、言いかえれば、講習というか手数料ですね、授業料というのは全部10条で読ませるという意味でございませうか。10条の授業料。全部、これは講習料であろうと何であろうと関係なしに、海技大が行う授業については授業料という形で。

【中村海技大学校長】 を独自に定めるということです。

【加藤委員】 定めるということでカバーしている。額は、例えば講習の一つに対応する講習料を定めることもあり得るということですね。

【中村海技大学校長】 そうです。もちろんです。

【加藤委員】 それからもう一つ、おくれて申しわけなかったんですけども、航海訓練所については、業務収入はゼロになっておりますから、当然そうなると思えますけれども、訓練費という規定が全然ないわけですよ。他の機関は授業料とありますけれども、航海訓練所については、業務収入がゼロだという長期計画でありますから。ただ、従来の説明では、海員学校あるいは海技大学校、それから海員学校からもトレーニングを受け入れているわけでございますね。そうしますと、商船大学と高専からは、別な機関でありますから、この辺は将来は訓練費、授業料に相当するような訓練費を統一すれば、この業務方法書を改定するということになるわけですか。これは評価官にしたほうが.....。

【影山政策評価官】 ご指名ですので。その辺、具体的にどうされるかは訓練所のほうで考えられると思いますが、おそらく業務方法書の中を変更してということになるんだと思います。

【加藤委員】 もし徴収するようになれば、当然この中に入れないとれない、こういうことでございますね。わかりました。

【杉山分科会長】 よろしゅうございますか。それでは、ほかにいかがでしょうか。今、もう既に共通して、全部通して意見をお伺いしておりますが、もし特段の、これ以上のご意見、ご発言がないようであれば、業務方法書（案）については原案のとおり、ご承認をいただいたというふうに考えさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、各独立行政法人の役員の報酬等の支給規準（案）につきましてご審議をさせていただきたいと思えます。これにつきましては、各独立行政法人ごとの考え方の違いはそんなにございません。ということから、一括して政策評価官のほうからご説明をいただいて、ご検討いただくということにさせていただきたいと思えます。よろしくお願いを申し上げます。

【影山政策評価官】 ただ今、分科会長からお話ございましたが、各独立行政法人ごとに役員等の報酬の支給の金額が異なるものですから、私が各独立行政法人の長となるべき者に代わって説明するのは、ややおこがましいところがございますけれども、各独立行政法人に共通します役員等の報酬の支給の考え方をご説明したいと思えます。

資料4、65ページからでございますが、まず、今回の独立行政法人の役員報酬の支給規準について、法律上はどういう位置付けであるかということをお話しを申し上げたほうがいいのかと思います。四角で囲んでありますが、法律上の考え方のエッセンスでございますけれども、3つ目の段落でございます。独立行政法人の役員に対する報酬の規準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬、当該独立行政法人の業務の実績、中期計画に定める人件費の見通しその他の事情を考慮して定めるということが法律上定められております。つまりこれらを総合的に勘案するということとなりますが、ただ、業務の実績というのはまだ、業務自体が始まっておりませんので、それを勘案することは現実にはできないので、今回は、基本的には国家公務員の給与と民間企業の役員の報酬を基準としまして、大きく実態と乖離してるかどうかという2つの視点で、それぞれで決められることとなると考えております。

国家公務員の給与を考慮するという意味では、やはり現在の研究所所長や教育機関の校長等の報酬の実態を見るのが1つの目安になろうかと思ひますし、民間企業の役員の報酬を考慮するという意味では、それが社会通念上、常識的な範囲か否かという観点ではないかと考えております。

具体的な金額については、66ページ以下に概要ということで記載させていただいておりますが、賃金管理研究所といういわゆる民間の賃金に関するコンサルタント会社の調べでは、理事長級で、おおよそ上場・非上場の民間企業の専務級に近似するとされております。理事級で常務から平の取締役級に近似するということだそうです。民間企業と比較して、その職位や同程度の役職という観点で見ると、そう大きくは乖離していない結果ではないかと思ひます。

具体的に少し見ていただくと分かるかと思ひますが、66ページから航海訓練所役員報酬規程ということで俸給額が示してございます。理事長が、110万6,000円以下このように定められております。また、特に説明しておいたほうが良いと思われまは、特別手当です。これは役員賞与、いわゆるボーナスとして、決め方は現段階では、特殊法人であります公団、事業団等との並びを勘案しましてこのような形にしております。

次の67ページでございますが、退職手当の支給規程でございます。これも今後は業績等が反映されるわけでございますが、現段階はそれができないので、これも基本的には特殊法人であります公団、事業団等との並びを勘案しましてこのような形にしております。

68ページが海員学校でございます。理事長が、月額86万円以下となっているところ

でございます。

70ページが海技大学校でございます。理事長が、月額102万5,000円以下でございます。

72ページが航空大学校でございます。航空大学校は理事が置かれませんので、理事長と幹事だけとなっております。

以上、概略をご説明申し上げました。

【杉山分科会長】 ありがとうございます。今、ご説明がありましたように、現段階では非常に議論の、なかなか材料がないタイプのものでございますけれども、これに関連しましてご意見、ご質問……。加藤委員。

【加藤委員】 質問なのですが、航空大学校と海員学校は、今までは国の機関だったんですけれども、これから独立行政法人になるので、調整手当の適用範囲外になる、こういう意味ですか、ついていないのは。

【影山政策評価官】 今まで国の機関としても適用対象になっていなかったためです。

【加藤委員】 もともと調整手当支給対象外、これ宮崎ですか。

【影山政策評価官】 調整手当というのは、一種の大都市手当みたいなものなので、海員学校の清水市と航空大学校の宮崎市は大都市手当としての調整手当は支給されていませんでした。

【加藤委員】 調整手当外、そういう考え方なんですね。はい、わかりました。

【杉山分科会長】 いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、この件については、ここにご提案のある形でご承認をいただいたということに、これも考えさせていただきたいと思います。

以上で、本日予定していた議題についての質疑は終了いたしました。本日及び前回の分科会での審議の結果につきまして、後日、木村委員長のご了解を得て、国土交通省独立行政法人評価委員会の議決というふうにさせていただきたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局のほうから何かほかがございますでしょうか。

【影山政策評価官】 今後の委員会等の進め方について簡単にご説明申し上げたいと思います。

当分科会としての開催はしばらく先になると思います。ただし、委員の皆様方には独立行政法人の現地視察をぜひお願いしたいと思っております。教育機関分科会は4機関所管

しておりますので、一番早くに現場視察できる機関については5月下旬ぐらいから行って頂ければと考えております。事務局と独立行政法人において視察の計画を立てさせていただきまして、委員の皆様方のご都合のつく範囲で、ご参画・ご視察いただきたいと考えております。日程等につきましては後日ご相談させていただきます。

次に全体委員会を6月の上、中旬ぐらいに開催をさせていただきたいと考えております。中期目標や中期計画については各分科会においてまとまっておりますし、各独立行政法人の理事長から発足後の取組状況等の報告をする場を設けたいと考えております。

分科会としましては、おそらく年明けぐらいに開催をお願いしたいと考えています。年度終了後の業績評価をお願い申し上げなければならないものですから、そのための基準についてのご検討を年明けぐらいからご審議いただきたいと考えております。今後委員長や分科会長と相談して決定させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【杉山分科会長】 今、今後の予定等、お話がございましたけれども、何かご質問ございますでしょうか。

それでは、特にご質問もないようですので、本日はこれで終了させていただきたいと思っております。貴重なご意見をたくさんちょうだいしまして、ありがとうございました。議事の進行につきましては、事務局にお返し申し上げたいと思っております。

#### 4 . 閉 会

【蒲生政策評価企画官】 本日は、長時間のご審議まことにありがとうございました。本日の審議内容等につきましても、議事要旨を作成の上、速やかに公表させていただきます。よろしくお願いたします。また、議事録につきましては、後日ご送付させていただきますので、発言の内容のチェック等お願いいたします。

それでは、以上をもちまして第2回国土交通省独立行政法人評価委員会教育機関分科会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後5時41分閉会